

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 施行条例の一部改正案（骨子）について

1 改正の背景

ツキノワグマの捕獲等の許可については、福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成 11 年福島県条例第 59 号）第 2 条第 1 号の規定により、現在は県知事の権限となっています。

しかし、近年、ツキノワグマの目撃情報が多く、市街地へのツキノワグマの出没事例も発生しており、被害が多発するおそれがあり、市町村からは、住民の生命・身体を守るために、捕獲等を迅速に行えるよう、市町村への捕獲等の許可権限の委譲が求められています。本年、県内の全市町村を対象に実施したアンケートの結果によると、ツキノワグマの生息域である阿武隈川以西の地域では 6 割以上の市町村が捕獲許可権限の委譲を希望しています。

第 10 次鳥獣保護事業計画では、「有害鳥獣捕獲に係る許可については、ツキノワグマ及びニホンジカを除く狩猟鳥獣を対象とする場合の権限を市町村長に委譲しているが、各市町村長の要望や被害の程度、絶滅を防止する観点からの保護の必要性等を踏まえ、委譲する種について検討するものとする。」と規定しているところであり、地域の実情に応じた対応が求められているところです。

2 改正する条例（案）の内容

人身に対する危害が発生した場合、又は危害が発生するおそれがあり、かつ緊急を要すると認められる場合において、市町村にツキノワグマの捕獲等の許可権限を委譲します。

ここでいう「緊急を要すると認められる場合」とは

- ① 市街地及びその周辺に出没した場合
 - ② 集落周辺等に出没し、人身に対し急迫する加害のおそれがある場合
- です。

なお、区域内にツキノワグマの生息が確認されていないなど、捕獲等の許可権限の委譲を希望しない市町村もあることから、希望する市町村に対して権限委譲を行います。

3 施行時期

平成 25 年 4 月（予定）